

平成28年度第3回府中市子ども・子育て審議会 議事録

日 時 平成29年3月1日(水) 午後3時00分から午後4時10分

会 場 府中市役所 北庁舎3階 第1会議室

出席者 委員側 汐見会長、平田副会長、関(幸子)委員、山崎委員、田中(仁志)委員、臼井委員、長崎委員、井村委員、小口委員、木下委員、酒井委員、田中(公)委員、富田委員、中田委員、畑山委員、芝辻委員、佐藤委員(17名)

事務局側 遠藤子ども家庭部長、前澤子育て支援課長、関根子育て支援課主幹、市ノ川子育て支援課長補佐、柳下保育支援課長、二村保育支援課長補佐、坪井児童青少年課長、阿部児童青少年課長補佐、長嶋保育支援課管理係長、塚本保育支援課支援計画係長、須田保育認定給付係長、徳永子育て支援課推進係職員、大沢子育て支援課推進係職員(13名)

欠席者 関(修一)委員、角田委員、宮崎委員(3名)

傍聴者 2名

【次第1 開会】

事務局

皆様、こんにちは。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより府中市子ども・子育て審議会を開催いたします。

(事務局 資料確認)

事務局

なお、本日、2020年オリンピック・パラリンピックの啓発ピンバッジを配付させていただいておりますので、そちらのほうはお持ち帰りいただき、ご活用いただければと思います。

それでは、議題に入ります前に事務局より5点ほど御説明をさせていただきます。

まず、1点目ですが、このたび府中市民生委員児童委員協議会から推薦の委員につきまして変更がございましたので、ご報告とご紹介をさせていただきます。

参考に、「資料1 府中市子ども・子育て審議会委員名簿」をご覧ください。

前任の横山年子委員が11月末で民生委員児童委員を退任されたことに伴いまして、本審議会の委員につきましては、新たに芝辻義治委員に残りの任期をお願いすることとなりました。

それでは、委員より一言ご挨拶をお願いいたします。

## 委員

ただ今ご紹介いただきました、民生委員児童委員協議会の芝辻です。横山委員の後任として、この会議に出させていただくことになりました。皆さんにいろいろ教えてもらいながら一生懸命務めたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

## 事務局

ありがとうございました。

続きまして、2点目に、本日の委員の出欠状況についてでございます。本日欠席のご連絡をいただいている委員につきましては、3名でございます。

なお、本日の会議は、委員20名のうち17名の委員にお集まりいただいております。出席委員数が過半数に達しておりますので、府中市子ども・子育て審議会条例第8条第2項に基づき、有効に成立することを御報告させていただきます。

続きまして、3点目、本日の審議会の傍聴についてでございます。府中市附属機関等の会議の公開に関する規則により、2月21日号の「広報ふちゅう」及び市のホームページで募集をしたところ、2名の方からご応募をいただき、既に御入場いただいております。

4点目、本日の審議会の時間配分についてです。議題(1)を20分程度、議題(2)を40分程度とし、会議終了予定時刻は午後4時15分ごろを予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

5点目ですが、大変申し訳ありませんが、事前に送付した資料に一部誤りがございましたので、修正をお願いいたします。

「資料7 新たに事業の開始を予定する特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員について」の表面の3の(2)、「資料<sup>マル</sup>参照」となっておりますが、この<sup>マル</sup>の部分に「6」という数字を入れていただきますようお願いいたします。修正後は、「資料6参照」という表現になります。

次に、同じ資料の裏面、「3 新たに事業の開始を予定する特定教育・保育施設等」ですが、こちら「3」ではなく「5」に修正をお願いいたします。

以上の2点が修正点となりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議題に入りますが、発言する際のマイクの使用につきましては、前回同様、ご協力をお願いいたします。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

## 【次第2 議題(1)家庭的保育事業等の認可について】

## 会長

それでは、平成28年度の第3回府中市の子ども・子育て審議会を始めさせていただきます。

本日は、新たにご参加いただく委員もいらっしゃいますので、簡単にこの子ども・子育て審議会の趣旨についてお話しさせていただきます。

国のほうで一昨年から子ども・子育て支援新制度という新しい制度を始めていまして、そのために法律がつけられました。子どもの育ちと、子どもを育てている保護者等の子育てを社会で全面的にバックアップしていく、そういう社会をつくらねばならないということでスタートしている制度であります。財源については消費税増税分を充てる等のことまでは決まっていまして、各自治体には、計画を策定し目標を立ててそれを具体化していくことが課せられました。この子ども・子育て審議会は、府中市の子どもの育ちとそれから子どもを育てる保護者の子育ての支援にかかる全てのことをテーマとし、府中市が子どもにとっても保護者にとっても育ちやすい、育てやすいまちになるようにということで、様々な議論をしていく、そういうミッションを持った審議会でございまして、計画に沿ってそれがどれぐらい進捗しているかということに適宜判断していくこととなりますので、お力添えのほど、よろしくをお願いします。

#### 【次第2 議題(1)家庭的保育事業等の認可について】

それでは、議題の「(1)家庭的保育事業等の認可について」を、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 資料6「家庭的保育事業等の認可について」を説明)

会長

ありがとうございました。

今、家庭的保育事業等の認可ということで、事業所内保育のねぎし保育園の認可にかかわるご説明がございました。ご質問やご意見など、いただければと思います。

このねぎし保育園について簡単にご説明させていただきますと、ここは認可外の保育所を既に運営しているところです。ただ、それは根岸病院等が独自に運営しているところで、認可されている保育所ではないために、補助金等については府中市が負担するというのも一切していません。ですから、何か問題等が起こったとしても、それは当事者の責任になるわけです。

ところが、皆様もご存じのように、待機児童が増えるなかで、認可基準を満たしていない保育所がどんどん増えるということは大変危険を伴うため、国としても、各市町村で認可保育所を新たに増やしてほしいということで制度が変わったのです。今は無認可つまり認可外でやっているところでも、新たに子ども・子育て支援新制度では、条件をクリアすれば認可保育所となれるということになりました。その条件について資料6の裏面の2ページに記載があります。「家庭的保育事業等」という言い方をしているのですが、地域型保育事業の4つの類型ということで、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、そして居宅訪問型保育事業があり、それぞれの認可基準をクリアすると認可されるわけです。認可になるということは、府中市から補助金も出るということになりますし、逆に何か事件があった場合には府中市が責任を背負うということにもなりますので、厳しくチェックしなければいけない。そのかわり、利用者にとっては、補助金が出るわけですから利用しやすくなります。また、府中市は待機児童問題を抱えており、その解消にも貢献するということになりま

す。

これまで、この審議会の部会である認可部会のほうで、本当に認可していいのかどうかということについて基準に沿って調べていただいた結果、認可してよいだらうということで、本審議会に報告させていただいているという状況です。

何かご質問などございませんでしょうか。

副会長

内容に異議があるわけではないのですが、教えてください。

事業所内保育事業の保育所型は利用定員20人以上となっていて、ねぎし保育園の認可定員は30人ですから、いいほうだと思うのですが、上限は何名ぐらいなのかということが一つ目の質問です。

それから、認可定員の内訳の中にある地域枠と従業員枠というのは、これどのような比率というのは決まっているのでしょうか。

実は、知人から「自分のところの事業所内でこういうことをやりたいんだが」という話で聞かれたことがあるのですが、このあたりが私にもよくわかりませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

事務局

ただいまのご質問でございますが、まず人数の上限につきましては特にございません。職員の配置基準等は満たしていなければなりません、一応上限はないという形になっております。

次に地域枠と従業員枠の比率につきましても、特に何対何でなければならないというのはないのですが、やはり地域枠の部分もそれなりの数値というものを自治体として期待をしておりますので、半分ぐらいはというところはあるのですが、ここは運営側とのご相談ということになると思います。

以上でございます。

会長

今、どういう問題が議論されているかと申しますと、認可でなければ、事業者が自分のところで働いている人の子どものために保育所をつくるということは自由なんです。そのかわり、保育所運営にかかる経費等については事業者が全て負担することになりますので、従業員の子もだけが利用することになり、地域の人を利用するというのがなかなかできない。

それが今度認可になりますと、これは府中市の税金で運営する部分が増えていきますから、事業所とは直接関係はないけれど保育所に入りたいという地域の方も利用できるようになります。もともと従業員のためだったものに、少し地域の人を割り込ませていただくというようなことが可能になっていくわけです。

したがって、今回、0歳が4対5、1歳が5対5、2歳が6対5という形でちょうど半分ずつになっているんです。これは、地域の人が15人利用して、病院関係者が15人利用するという関係になっております。これについても決まりがあるわけじゃなくて、例えば事業

所の中でも全然足りないということになるともう少し減ってしまう可能ありますけれども、とにかくこれはお金が府中市から出るということで、当然地域の人利用も認めますということで、このような形になっております。

事務局

すみません、会長。

地域枠の割合が何割というものは無いのですが、何人に対して何人は地域枠を設けなければいけないということがございまして、今回の30人場合ですと、その内最低7人は地域枠、1人から5人ですと1人とか、何人以上何人以下だと何人という形での最低限の決まりはあるということでございます。失礼いたしました。

会長

この保育事業に、府中市が税金から補助を出すことになりますから、ある程度は地域枠を確保してくださいというのはあるのですが、何対何ということではなく、最低限の人数が決められているということです。

事業者が従業員のために保育所をつくるということについては、実はこれとはまた別に内閣府が新しく制度化しているものがあって、「企業主導型保育事業」というのですが、これは市や審議会を通過しないんですね。企業の中に保育所をつくってくださいというもので基準はあるのですが、ここまで厳密にというものではないので、一部関係者からは少し懸念が出ているようです。

ただ、そうでもしなければ、保育所に入れずに困っている人たちが路頭にさまよってしまうので、やむを得ない処置だというふうにも見えるんですけども、質の担保をどこでどうするかということが難しいところです。

今議題としているのはこれではなくて、新制度に基づく新たな地域型保育事業の一つとして、府中市としてもこれを認可するのは初めてのことになりますので、丁寧に議論したいということでございます。

委員

素朴な質問なんですけれども、この地域枠のところは、市の方で要件に当てはまる人を選んで、従業員枠の人はこの会社のほうで選ばれるということでしょうか。

事務局

お見込みのとおりで、地域枠については府中市が募集して選考をさせていただくという形になります。

以上です。

委員

では、この地域枠というのは公にされるということでよろしいのでしょうか。ここで、既に公になっているわけですけども。

## 事務局

お見込みのとおりでございます。

## 委員

単純な質問ですが、先ほどのご説明でいくと、もともとこのねぎし保育園については、まず認証保育所としての運営をしていたということですね。それを今回、事業所内保育という枠に当てはめて認可に変わりますよという認識でいるのですが、それでよろしいでしょうか。

そうなった場合、先ほどご説明があった認可定員ところに従業員枠ができる、ということになるかと思うのですが、それ以外のところで、これまで認証保育所としてやってきたこととの違いは何か、という質問がまず1点目です。

もう一つは、今回のねぎし保育園については、すでに保育所として運営されていたところを事業所内保育に、要は新規に開設したのではなく、すでに実施しているところをそういう認可の保育事業に変えたというような事例になるかと思うのですが、子どもを預けるための保育所が足りないという中で、私のように働く立場で、例えば企業が新たに事業所内保育をやっていこうと思った場合、新規で保育所事業を始めたという事例がもしあれば教えてください。

というのも、おそらく企業のほうもそういった知識が無いのではないかと思います。例えば事業所内保育事業について、法的なところの知識があるのかどうかということも重要かと思しますので、もし新規の事例があれば、ご紹介いただければなと思います。

よろしくお願いします。

## 事務局

まず1点目、ねぎし保育園が認可を受けた後と前との違いですが、若干訂正させていただきますと、認証保育所というのは、東京都の基準による認証を受けた認可外の保育所です。今回のねぎし保育園については、現在は認証保育所ではなく完全な認可外の保育施設です。認可外の保育施設から新たなこの事業所内保育事業という、いわゆる認可に移るということです。認証というのはその間といいますか、東京都の独自の基準による認証を受けた保育所ですので、今委員がおっしゃった認証保育所ではないということになりますので、ご承知おきいただければと思います。

それと、認可と認可外の違いというところなんですけれども、一概にこれとこれが違うというのも言いづらい部分もあるんですけども、配置基準や子ども1人当たりに必要な平米数、園庭など、本当に細かい部分の要件が揃って初めて認可が受けられるということでございます。認可外につきましては、何でもいいよということではないのですが、やはり基準というのは少し緩かったりするところが違いでございます。認可になる場合にはかなり高い基準をクリアしていかなければいけないというところがございます。

2点目の企業が新規で保育事業を行っていく前例があるかというようなお話だったかと思いますが、現在、府中市では、企業が新たに保育事業を始めたというような、先ほど会長からもお話があった企業主導型も含めて、今のところはそういった話は無いという状況です。

ただ1つ、榊原記念病院が、院内保育室をもともとやっていたものを拡張するというようなお話はあったのですが、これは当てはまらないのかなと思っております。

現状は今申しあげたとおりですが、国としても我々としても、市内には大きな企業もございますので、お話があれば、ご相談にはのらせていただけるだろうなと思っております。

以上でございます。

#### 委員

ありがとうございます。以前、事業所内保育については、使いやすくなっているお話を伺いましたが、企業側に知識がないというのが多いかと思えます。

子供を預ける側からすると、働いていていれば預けやすいというのが現状だと思いますが、待機児童の解消をするには、母数があつたほうがベストだと思います。

この議事自体には、原案の通り問題ないと判断していますが、事業所内保育を今回承認されるのであれば、そういうことも踏まえて幅広く展開されるとよいと思いました。

以上です。

#### 委員

2点質問させていただきます。

先ほどの利用者募集の話ですけれども、通常、11月ごろに認可保育所の入所申請の受付がありますよね。今回の事業所内保育はそれと同格で募集をされるのでしょうか。今は申請の際に第10志望まで書くようになっていると聞いていますけれども、その中にねぎし保育園も入れるような募集の仕方をするのか、というのが1つ目の質問です。

2つ目は、利用者負担についてですが、先ほどのご説明で地域枠と従業員枠がありましたけれども、全て同じように、例の階層別の保育料のテーブル、あれにのっとして差別なく、地域枠であろうが従業員枠であろうが、みなさん同じ保育料を負担するのでしょうか、という質問です。

#### 事務局

まず、1点目の認可の募集の時期といたしましては、ほかの認可保育所と全く一緒になるのですが、去年11月に行った今年4月1日入所の募集の際に、ねぎし保育園は1次募集には入っておりません。

といいますのは、4月1日は開園当初というところで、従業員枠がもともとあつたという状況の中で、そこを利用されている方達を追い出してこの地域枠を空けるということは難しく、今年に限ってはまず従業員枠でどのくらいの方が残るかという調査をした上で、2次募集から枠を空けたという形になります。

来年度からは他の認可保育所等と同様に一次募集から行いまして、先ほどの委員よりお話のありました、第10志望まで書ける状況での、その一つになってくるとということになります。

利用者負担については、原則地域枠については、ほかの認可保育所を申し込まれる方と全く同じとなります。従業員枠については、ある程度事業者が設定するのですが、差があり過

ぎてもよくないということもありますので、市の定める利用者負担額に合わせてほしいというような要望はさせていただき、全く一緒にしなさいということではないんですが、近い設定にさせていただくということをお願いしております。

会長

保育料の徴収方法は違うのでしょうか。

事務局

保育料の徴収については、両方とも事業所のほうで徴収をしていただき、それが運営費等にもつながっていくことになります。

会長

地域型保育事業のときには、事業者の徴収になるということでございます。  
ほかにいかがでしょうか。

副会長

すみません、2点質問です。

事業所内保育事業というのは、基本的に事業所の敷地内じゃないと認められないのか、というのが1点目の質問です。

それから2点目は、資料の「構造・階数」のところに「鉄骨造地上3階地下1階」とありますが、この一部分がねぎし保育園ということによろしいでしょうか。

3点目は、委員と同じような質問ですが、根岸病院ではこうすることによってどんなメリットがあるのか、またデメリットがあるのかを教えてください、ほかの方もやりやすいかなと。

以上です。

事務局

まず、1点目の事業所の敷地内でなければいけないかということですが、必ず敷地内ということではございません。

2点目につきましては、建物全体がねぎし保育園ということでございます。

次に、メリット、デメリットというところでございますが、まず従業員枠については、先程の榊原記念病院そうですが、その事業所でお勤めになっている方々が、都市部はどこも待機児が多いという状況のなかで、職員を確保していくために必要という意味でメリットだというふうに伺っております。

地域枠につきましては、事業所内保育事業いわゆる認可事業に移行することで、運営費等の補助金が出ますので、運営としてもやりやすくなる、手厚くなっていくのかなというところがございます。

デメリットとしては、一つの保育所の中に違う形に入ってこられた従業員枠と地域枠の方がいて、子どもはみな一緒なんですけれども、保護者等の関係性という部分では、もしかし

たらデメリットとして出てくるのかと、その辺りはまだ未知数ではありますが、そういったことが考えられるかなと思っております。

以上でございます。

会長

私が見聞している限り、事業所内保育というのは圧倒的に病院が多いです。というのは、看護師さんの確保というのはもう死活問題でして、ベテランの看護師さんが辞めると病院としてはやっていけないというのがありまして、なるべく働き続けていただきたいということですね。

これまでは、ヤクルトさん、それからもっと昔ですと電電公社などに女性がたくさん働いているところで事業所内保育というのがあって、保育の質としては大丈夫というところが多かったと聞いています。

今は、東大病院なんかにもありますね。だけども、運営は事業所だけでやっているとお大変で、親の負担額も高くなりますので、認可申請し、東大病院の横にある保育所は認可保育所になりました。地域の方も利用できるようにしていただきたいという、同じようなパターンです。

今後、女性従業員を確保したい、同じようなものをつくりたいという一般企業なんか出てくる可能性もあると思います。

先程も申しあげましたとおり、企業が自分たちでつくるのであればつくってよしいという新しい企業主導型のものを内閣府が出しましたので、こちらも出てくる可能性もありますね。その場合には、認可外の保育所になるんですが、その質や水準をある程度確保するために公的なチェックというのが全然入らなくてよいのという、人の命を扱っているわけですから、その問題がずっと残るんです。国としては、認可外でやっているところまで、お金も出してないのに中身だけチェックするというのは難しいということもありますが、子どもの命というのは一番の共有財産みたいなものですから、きちんと質を確保してやっているかどうかをチェックする責任があるのではないかとこの考えもあるわけですね。例えば府中市の場合はどうしていくのかということについて、この審議会で決められるわけではないのですが、質のチェックについてこうしたらどうかあしたらどうかということ、いずれ議論しなければいけなくなるのではないかと思います。

それから、病院内に認証保育所をつくることは無理なんですね。認証保育所というのは、もともと東京都が独自にやっているわけですが、病院の従業員の子どものための認証保育所というのはなかなかオーケーになりにくいわけですね。地域の認可保育所に入れない人のためにつくっているというのが趣旨ですから。ですから、もともとねぎし保育園は認証でもない、認可外の保育所としてやっていたんだと思います。

今回ここは、かなり大きな余裕のある施設で、しかも経験もありますし、病院からの多分援助もある、お医者さんもついているということで、私たちとしては、全く見ず知らずのところじゃないという安心感ありますので、いいモデルになってくださればと思っています。

この議題については、了承ということでよろしいでしょうか。

( 委員 了承 )

会長

それでは次の議題に移りたいと思います。

【次第2 議題(2)新たに事業の開始を予定する特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員について】

会長

議題の(2)の「新たに事業の開始を予定する特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員について」、事務局から説明をお願いいたします。

( 事務局 資料7「新たに事業の開始を予定する特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員について」を説明 )

会長

ありがとうございました。

初めて聞くという方もいらっしゃるかもしれませんが、新制度になってからは、幼稚園も保育所も区別なく、国から給付費を支払うということになって、そのお金の種類や出し方が介護保険法に近いというか、そういう名称に変わっていつているんです。

1号認定というのは、これまで幼稚園を利用していたお子さんで、基本的に3歳以上の親が特に働いてないというケースです。2号認定というのはこれまで保育所を利用していた3歳以上のお子さん、3号認定というのはこれまで保育園を利用していた0、1、2歳のお子さんです。こういうふうに0・1・2歳と3歳と分けてしまうというのは、いろんな戦略もあってのことだと思うんですが、それによって給付額も違います。

幼稚園については、新制度へ移行しなければ、こういう1号認定というような言い方はしません。新制度を移ったときには、1号認定が何人という、その号ごとに定員数を決めなきゃいけないということです。

それと私から質問なんですが、年齢ごとに何人という定員を決めているということと、認定号数で何人という定員を決めていることが、これは縦軸と横軸の関係になるんでしょうか。つまり、1号認定何人で2号認定何人というその縦軸と、横軸に何歳児何人、何歳児何人という定員の2つの基準があるということになりますでしょうか。

事務局

イメージとしましては、2号認定については3歳以上ということで、年齢としましては3、4、5歳ということになります。3号認定につきましては、0歳と、1・2歳ということで、年齢区分が号認定の下にぶら下がっているといいますが、縦軸横軸ということではなく、号認定を詳しく分けたものが年齢構成というような形になっております。

会長

認定こども園の場合はどうなりますか。例えば、3歳児クラスに1号認定の子どもと2号認定の子どもが混在することになりますよね。

事務局

失礼いたしました。認定こども園の場合は、会長がおっしゃったとおり、縦軸と横軸というような関係になるかと思えます。

会長

わかりました。

というようなことで、1号、2号など初めて聞く方もいらっしゃると思いますが、そういう分け方をして、その数に応じて補助金が出るというような形になっているところです。

これについては、この子ども・子育て審議会の意見を聴くということが法律で定まっておりますので、これによろしいんじゃないですか等の形で私たちは意見をまとめなきゃいけない。これが確認のための作業ということになります。

それから、少しややこしいんですけども、新しく4月から始まるよつば保育園と第2キッズランド府中保育園について、最終的に認可をするのは、府中市ではなく東京都なんです。つまり、本来の意味での認可保育所の認可審査をするのは、実は東京都になります。ですから、ここで認可定員が9人とか15人とかいうようなことについて、最終的にそれでいいかどうかという判断をするのも、実は東京都になるんですが。

先ほどのねぎし保育園の場合は、こういう大規模な認可ではなくて、市町村が認可する小規模な保育事業ということになります。この辺りの構造がちょっと違うんだということをご承知おきください。

資料に認可定員と利用定員を一致させるという記載がありますが、認可定員は、法的に定められた定員のことです。利用定員というのは、実際、どれだけの人にお金を出しているか、給付の対象としているかということで、少し融通しなきゃいけないことが出てくる可能性があるのだからこういう枠もつくってあるわけですが、できるだけ一致させてほしいわけです。

何かご意見やご質問ありますでしょうか。

委員

すみません、この場で意見をというのは、利用定員の是非について、ということなんですか。

会長

それは自由で結構です。いろいろご質問でもご意見でも結構です。

委員

資料にも利用定員を定める際は審議会の意見を聴くと書いてありまして、それについてち

よっと質問をしたいのですが、正直な話、その判断がつかないというのが本音です。というのも、ここに書いてある人数が、例えばよつば保育園は利用定員が100人です。その詳細が、2号認定、3号認定と数字が書いてありますけども、敷地の広さの問題だったりなどで判断をする、というものなのかどうかということなのですが。

会長

これについては、多分、市のほうでいろいろ調査もされていますので、その辺でわかる限りご説明いただけますでしょうか。

事務局

ただいまのご質問の定員の部分でございますが、認可を受けるには、定員に対応した配置基準であったり、建物そのものの大きさであったりとか、1人に対して何平米という基準がございます。ですから、この園についてはこの規模の定員が可能であるということで、これ以上減らす分には構わないけれども、増やすとなると施設の的にも大きくしなければいけないということになります。判断は難しい部分もあるのですが、我々としては今回事業者から提案として上がってきた広さとか、建物のところを見まして、この定員であれば認可としては通るといような判断をしたものでございます。

以上でございます。

委員

そういう意味では、現在府中市にある保育所の、一般的というか同等な程度というような判断を下したという認識で良いでしょうか。

事務局

一般的なことではなく、子どもを何人受ける場合には何平米必要という基準が全国統一で決められており、我々としてはそこをクリアしているかどうかという判断をしたということです。よつば保育園は100人と第2キッズランドは70人という差の部分は、施設自体の大きさが違うため、定員の差があるということになります。

以上です。

会長

これは、この人数でやりたいということは、これはこの法人さん、事業者からの申請ということですね。それについて、適応しているかどうかについて、実際に平米数等々で、それは調査されるわけですね。その結果、一応クリアしているであろうということで、この数を認めるということでのご提案なんです。これでよろしいということであれば、東京都のほうに認可申請することになります。

この中には、園庭等についての記載がないのですが、どのようになっているか、ご説明いただけますでしょうか。

## 事務局

園庭につきましては、第2キッズランド府中保育園は、建物がコープ府中の3階ということで、店舗の上にあるところですので、園庭はございません。

認可にあたっては、園庭の代替地を設定してあればよいというところがございまして、近隣に安全で行ける、具体的にいいますと寿町方面にそういう場所がございますので、そちらが園庭というような形になります。

もう一つのよつば保育園については、土地があってそこに建物を建てるということで、園庭はあるのですが、基準の平米数を満たしていないため、代替地としては、これも具体的に申しあげますと、府中の森公園がすぐ道路を挟んだところがございますので、いずれも安全に行けるような場所に、確保できているという状況です。

以上です。

## 会長

これは、幼稚園の認可とはかなり違うところでして、幼稚園は運動場という、体を動かせる場所の基準が満たされない場合は、まず認可されません。東京都のど真ん中につくろうが、幼稚園の場合はこれだけの運動場が必要だという基準があります。

保育所の場合は、とにかく、今何とか数を増やさなければいけないということで、都市部などの土地の値段が高い場所で、大きな園庭はとても確保できないという場合に、近所に子どもたちが遊べるような場所として公園等があれば、それで何とかオーケーが出る、そういう制度に、今はなっています。それを勘案したときに、一応、そういう要件はクリアしているということなんです。

## 副会長

これは、私ではないんですが、よその幼稚園の園長先生で、突然近所に保育園ができたという話を聞いたことがあります。事前のお知らせも何もなく保育園ができるとびっくりしてしまうと、そういうことってどうなっているんですかという話を何回か聞くんです。

幼稚園で3・4・5歳児を預かるとすると、近所に保育園ができれば影響がないとは言いきれないのですが、今はお互いの垣根は低くなっていて、幼稚園も預かり保育をしたりして重なる部分あります。ですから、保育園ができてはいけないとかそういうことではないのですが、同じようなことをやっている職業としては、できれば早目に、いついつには認可がおりて開園する予定です、というような話をいただくことはできないのでしょうか。

## 会長

福祉施設で、例えば高齢者施設というのは勝手にどんどん作るわけにいかないですよ、競合してしまいますから。行政がある程度計画的にやっている。

これは、保育所同士ではまだあるかもしれませんが、幼稚園に対してというのは何か事前に説明はあったんでしょうか。

## 事務局

実は、これは耳が痛い話なんですけど、今言われたように、府中市も待機児童が多い状況があるため保育所を建てていかなければいけないという中で、事前にお伝えできる部分があればお伝えしたいと思うのですが、我々が探してきた土地ではなく、事業者が探してきた土地であるということが一つございます。

ただ、報道にもありますとおり、一般市民の方も保育所を建てることに対する反対運動があるということもございますので、これまではある程度事業者にお任せしていたのですが、市としてもできるだけ早く近隣にはご説明に上がってご理解いただきたいと思いますので、今後検討していかなければいけない課題だと考えております。

以上でございます。

会長

今のご意見というのは大事なことだと私は思っています、数が足りないからどこでもいからつくってくれ、というふうになってしまいますと、後から何でこんなところという事になりかねませんしね。

実は今、あちこちで潰れているのはコンビニです。一定の訓練をすればどんどん出店できて、こっちは何とかこっちは何とかでたくさんできて、競争が激しくてどんどん潰れていくというのがありますよね。

それから、東京都が都有地で保育所等に使えるところが二百何十カ所あるということも明らかにしました。23区は百何カ所で、市町村部のほうは六、七十カ所でしたでしょうか。それを使いたいときは相談に応じますというような話は、府中市にも来ていますか。

事務局

はい、ございます。

会長

実は先程、府中市の飲食店の女性店員さんがお客さんの女性に、保育所に入れたけど認可ではないんだとか、そういう話をしていました。それで、仕事を辞めずに済んだと言っていましたので、大変だなと思いました。

ですから何とかしなければいけないことは事実なんだけれども、10年たったら、今度は子どもの絶対数が減ってきているということのあおりを受けることになります。そういう時のことを運営事業者も、経営のことも含めて見込んだ上で、問題が生じないように計画性を持って進めていくということも逆にとても大事になっていきます。子どもがいなくなったときに、もう少し多目的な、あるいは多世代が利用できる施設にどう転換していくのかというようなことですか、地域づくりみたいなことなど、そういうことも含めて、地域のニーズと利用者の願いというのと調整する役割が行政にはあると思うんです。その辺は、今大事な意見が出ましたので、今後、議論をしていただきたいなと思ったところです。

ほかに、いかがでしょうか。

委員

この資料7の2ページ目の参考の表なんですけれども、差異の欄に204人という合計数値が出ていますよね。この204人という数字は府中市の待機児童数で、今の提供事業量に比較してこれだけまだ足りないと、そのように理解してよろしいのでしょうか。

事務局

こちらの表はあくまでも子ども・子育て支援計画の計画値に基づくもので、計画に沿って定員数を増やしているのですが、提供事業量の目標値に対して、まだ204人分の定員枠が確保できていないという意味でございまして、待機児童の数とは別物でございます。

以上です。

委員

そうすると、大ざっぱでよいのですが、実際の待機児童数というのは、この204との差というのはどのくらいあるのでしょうか。

事務局

待機児童数は、まず平成28年度は296人で、公表もしております。平成29年4月1日時点の待機児童数は、この夏ごろに公表となる予定でございまして、この部分がどうなるかというところがございます。

実際の待機児童数との比較については、実は、この計画の人口推計と実際の人口とのあいだに乖離がございます。本市の総合計画上、児童人口は減少していくという推計でしたが、実際は減少していないという状況もございます。そういった乖離が生じていることについては、今後この審議会にお諮りし、検討できたらと考えております。

以上でございます。

委員

ありがとうございました。

あと一点、認定こども園というのは、府中市内にはあるのでしょうか。

事務局

認定こども園は、今のところ府中市にはございません。

委員

都内では、何カ所ぐらいなのでしょう。

副会長

保育所がやっても幼稚園がやっても認定こども園という名称なのですが、幼稚園がやっている認定こども園は、都内800の幼稚園のうち、確か36園くらいではなかったかと思えます。

なぜ認定こども園をやらないかということ、簡単に言うと、今の制度のままだと、東京都だ

と収入が下がってしまうのです。会長のお話のように、幼稚園のほうが園庭があって、建物も建てやすい。だから、こういうものを利用すればいいというのが認定こども園の考え方なんです。それを施設型給付という国から出るお金でやっていくと、うちの園の場合ですと、当初の試算だと収入が6,000万円くらい低くなってしまうという試算でした。今は給付費が上がってもう少し良くなっていると思いますが。

収入以外にもたくさん理由はあるんですが、それを話すと2時間ぐらいかかってしまいますから、このことだけで申しあげますが、そんなことで東京は全国で特異に認定こども園になるところが少ない。保育所由来の認定こども園もありますので、私のほうでは総数は承知していないのですが、そんなところですよ。

以上です。

委員

ありがとうございました。

会長

今調べましたら、東京都の認定こども園協会に登録しているのは31園ですね。全国の割合でいくと、多分最下位だと思います。大阪あたり、関西でふえているのは、保育所から認定こども園になるケース。それから、地方都市に行けば行くほど、もう子どもがいないわけですから、何とかしなければと、認定こども園があるところが圧倒的に多くなると思います。

東京だけがまだ子どもが集まっているんです。そして、この府中市も待機児がかなり増えている。悪いほうから言ったら自慢できるぐらいの順番なんです。それは、逆に子どもは増えているということで、東京都で暮らしたり育ったりという人が増えてきているということです。それは、いいことでもあるんでしょうけども、みんなが都市部へ集まってくる、そのあおりがこんな形で出てきているのですね。

参考程度に申しあげますと、先日、北海道稚内に行ったのですが、このまちには高齢者問題は無いんだと言うんです。みんな定年になって退職金もらえば出ていくんだと。札幌の郊外の小さなマンションで住む。なぜかというと、病気になってもすぐに救急車が来てくれるとは限らないような、こんなところで暮らせるかと。若い人もいなくなった中で、年寄りの仕事が増えていく。それだったら、もう都市部に集まってというほうが老後が安心だということで、うちは高齢者問題ないんだと、皮肉っぽい言い方をしていましたけども、何だか複雑な思いがしました。

だから、地域が活性化していると言うか、町が活性化しているのは東京だけだというような感じです。先日、米子から保育園をやりたいと来ていた方が、シャッター商店街があまりないのは東京だけだと言ってびっくりしました。東京はシャッター商店街が少なく、ある意味じゃひとり勝ち的なところがあり、その裏でこういう形で苦しんでいるということです。

今後はもっと多様な地域のリソースを利用していかないといけないと思うですね。例えば幼稚園、副会長もおっしゃったように、例えば幼稚園が認定こども園に移るとか、うちの白梅幼稚園も検討をしてみたのですが、大体1年間に1億以上の赤字になるというのがはっき

りして、結局挫折しました。もう少し、例えば幼稚園が、地域において親たちが利用しやすいような形でとか、高齢者も来るけども、子育て中の若いお母さん達が毎日そこに子ども連れてきたら誰かが見ているというようなところ、専門性はそんなに高くないかもしれないけれども安心性はすごく高いというそういうようなところをつくるとか、もっといろいろな形でやっていかないと、保育園だけをつくっていくと、直ちに、もう10年後には定員空きの施設がたくさんあるということになってしまうことが見えているわけですから。それをどう考えるかということの知恵比べです。

したがって、この子ども・子育て審議会も、計画上の目標数があって、それに比べてどうだという形で今審議しているわけです。その目標数の設定の仕方と同時に、待機児問題については、市民全体が知恵を出して一歩前に出てやっていこうじゃないかと、モデル作ろうじゃないかとか、何かそんなことをやっていかないと、どんどん保育所をつくればよい、というふうにすると後が大変なことになってしまうと、私は思います。お金もかかります。

ただ、抜本的にはなかなか簡単には手が打てない問題があるんだということです。

ということで、新設の保育所の定員と地域型保育事業の定員について、ここで確認することになりますので、これでよろしいでしょうか。

( 委員 了承 )

会長

それでは、これで確認、了承いただいたことにしたいと思います。

では、次第の最後、「3 その他」でございますが、事務局のほうから何かございますでしょうか。

事務局

長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。

本日は、平成28年度最後の審議会でございますので、子ども家庭部長より一言ご挨拶申し上げます。

子ども家庭部長

改めまして、こんにちは。子ども家庭部長でございます。

平成28年度は3回のご審議をいただきました。本日は、議題にもありますとおり、まず家庭的保育事業等の認可、あわせて新たに開設いたします2施設の保育所の利用定員についてもご審議をいただいた次第でございます。

途中、会長からもお話がありましたとおり、待機児童は府中市の重点課題ということで今取り組んでいるところでございます。保育支援課長からも申しあげましたが、来年度もかなり厳しい状況であることはもうこの段階で想定されておりますので、市民のニーズに対応して新たな対策を練っていかねばいけないというところでございます。今回、ここでご審議いただきましたことは、来年、市民の皆さんにとって大きく利用に結びつくことになると思います。府中市のほうもこれから頑張ってまいりますので、様々なご意見を今後もいただ

ければと思っております。

今年度のご審議を心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

#### 事務局

続きまして、事務局より2点ほど事務連絡等をさせていただきます。

1点目ですが、本日の審議会の会議録につきましては、事務局で作成いたしまして、後日、委員の皆様にご内容の御確認を依頼させていただきますので、よろしくお願いいたします。その後、公開をさせていただくことになります。

2点目ですが、今年度最後ということで今お話をさせていただきましたけれども、委員の皆様のご任期につきましては、この7月までが任期となっております。新年度に入りましてからの会議につきましては、この任期を迎える前に行うか、任期後の新しい体制で行うかにつきましてはまだ決め兼ねているところでございます。これから、また様々な課題等が出てくれば、新年度に入って早々に日程を調整し開催する可能性もありますので、皆様には、その際にはぜひご出席いただければと思います。特にそういったところがなければ、新しい任期の8月以降の開催になりますので、ご承知おきいただければと思います。

ちなみに、平成27年度は2回、平成28年度に3回、計5回の審議会を開催させていただきましたことをご報告いたします。

なお、開催時の会場につきましては、市役所本庁舎以外の場所で開催する可能性もございますので、通知でご確認いただければと思います。

事務局からは、以上でございます。

#### 会長

それでは、これで会議は終了いたしますが、喫緊の課題の待機児問題をどうするかということがありますから、もし何かアイデアがございましたら事務局のほうに寄せていただければと思います。

本日はありがとうございました。

以上